

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和6年
1月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

株式会社及川工務店様を訪問しました。

株式会社及川工務店

安全パトロール

毎月、社長、工務部長、安全担当者及び女性事務員（月替わり）による現場安全パトロールを実施しています。普段現場で作業しない女性事務員からの思わぬ指摘で改善が進んでいます。その結果は、社内で共有するとともに、会社のホームページにも掲載しています。



安全決意宣言

毎年、正月明けの「仕事始め式」で全員直筆の安全決意宣言を集め、会議室に掲示しています。これは工務、作業、総務など部署は違っても、同じ会社の一員として、気持ちを新たにす毎年の恒例行事となっています。また、安全決意宣言は、現場単位でもそれぞれ作成し、入場する協力会社の作業員にも安全決意宣言をしてもらい現場に掲示しています。



社長との個人面談

毎年6月と11月の年2回、健康チェックとメンタルヘルス対策を兼ねて、社長と個人面談を行っています。なかなか社長と1対1で話す機会がないので、各従業員が抱えている職場の悩みや要望など直接伝えられる機会となっています。震災後、工事が多くなりストレスを抱える従業員が見受けられたことが実施のきっかけです。

労働災害事例の掲示

実際に社内で発生した災害事例を1年間会議室、現場事務所に掲示し、類似の災害の再発防止と安全意識の向上に努めています。

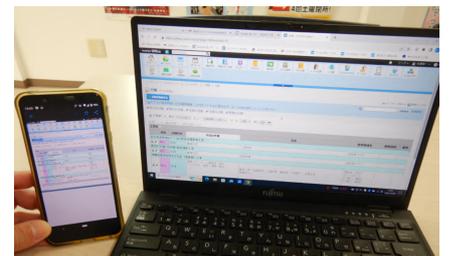
安全大会の実施

毎年6月に社内の安全大会を開催しています。安全標語を募集し、優秀作品の表彰を行うとともに、その後、会議室に掲載しています。安全大会では、グループに分かれて、危険予知の討議も行っています。安全大会の様子は会社ホームページに掲載しています。



グループウェアを活用した情報共有

社内、社外における業務の情報共有手段として、グループウェアを積極的に活用しています。例えば、作業日報（今日の作業内容、出勤者名、使用機材、使用材料、早出の有無など）、工程表、打合せ記録、施工状況写真、社長をはじめとする各従業員のスケジュールなどを共有化しています。これは社内のパソコンだけではなく、個人のスマホからもアクセス可能としているため、いつでもどこでも確認でき、災害時の情報共有にも役立っています。



2 労働災害発生状況

【令和5年11月末現在（前年同期と比較して34件（32.4%）の減少）】

休業4日以上労働災害 71件（コロナ4件含む）（前年同期105件（同22件））
死亡災害 0件（同2件）

【11月届出の災害事例】

棚の物を取って梯子で降りる途中、梯子を背にして前向きで降りたためバランスを崩し、約1.3mの高さから飛び降り、両足踵を骨折し、休業見込み45日。

3 いわて年末年始無災害運動

冬季特有災害は「まとまった積雪」や「急に冷え込む午前中」に「事業場敷地内で」多く発生しています。

翌日に積雪が予想されるときや翌日に氷点下に一気に冷え込むときには、除雪や融雪剤の散布準備をするとともに、組織的に冬季災害の啓発活動を行いましょう。右記の釜石監督管内の取組事例も参考にしましょう。



4 自動車の安全運転技能講習

営業、商品の運搬、現場への作業員の同乗など仕事で社用車を使用する機会があるかと思います。仕事上の安全教育は行っても、自動車の運転技術の確認を本人に任せにしていますか？

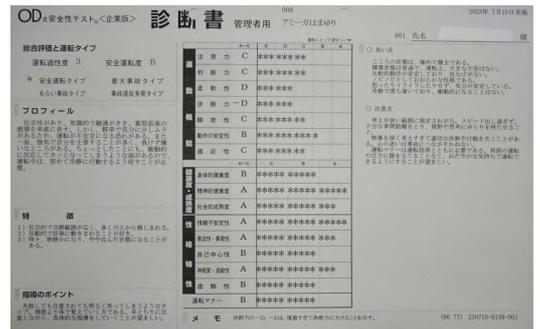
介護事業所での取組事例を紹介します。

社会福祉法人楽水会 特別養護老人ホーム アミーガはまゆり

仕事で利用者を自宅から施設まで、施設から自宅まで送迎していても二種免許を持った従業員はならず、普通免許の従業員ばかりです。

普段運転している自分の車と送迎で使用するワゴン車では車幅感覚も異なります。運転技術も自己流であることから、毎年、対象者に自動車学校の安全運転講習を受講させています。

路上運転中のクセや危険箇所へのアドバイス、個人の運転適性診断などもあり、運転技術の向上につながっています（全額会社負担）



5 岩手県特定（産業別）最低賃金の発効

- 鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金・・・ **949円** (12/30 発効)
- 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金・・・ **925円** (12/30 発効)
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金・・・ **917円** (12/30 発効)
- 自動車小売業最低賃金・・・ **945円** (12/30 発効)
- 岩手県最低賃金・・・ **893円** (10/4 発効)

6 労働条件明示項目の追加

令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります。

労働契約の締結時と有期労働契約の更新時

就業場所・業務の変更範囲を明示しなければなりません。

有期労働契約の締結時と更新時

更新上限の有無と内容を明示しなければなりません。

無期転換申込権が発生する契約の更新時

申込機会、転換後の労働条件を明示しなければなりません。